

西部地域豪雨災害減災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、西部地域豪雨災害減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、関係市と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1) 現況の水害リスク情報と減災に係る取組状況の共有

2) 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有

3) 「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、交通基盤部河川企画課、土木防災課、浜松土木事務所、危機管理部危機対策課、西部危機管理局、浜松市土木部が務める。
- 3 代表事務局は、交通基盤部浜松土木事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成29年2月7日から実施する。

別表－1 豪雨災害減災協議会 構成員

関係機関名	役職名
浜松市	市長
湖西市	市長
静岡地方気象台	台長
国土交通省 浜松河川国道事務所	所長
県 危機管理部	理事（防災対策担当）
県 危機管理部 西部危機管理局	局長
県 交通基盤部 河川砂防局	局長
浜松市 土木部	部長
県 交通基盤部 浜松土木事務所	所長

別表－2 豪雨災害減災協議会 幹事会 構成員

関係機関名	役職名
浜松市 危機管理監 危機管理課	課長
浜松市 土木部 河川課	課長
湖西市 土木建設課	課長
湖西市 危機管理課	課長
静岡地方気象台	防災管理官
国土交通省 浜松河川国道事務所	調査第1課長
県 危機管理部 危機対策課	課長
県 危機管理部 西部危機管理局	技監兼地域支援課長
県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
県 交通基盤部 浜松土木事務所	次長（技術）